

平成27年度 事業計画

1 基本方針

秦野市では今、高齢者の急速な増加に伴う介護保険法の改正や、社会的孤立や生活困窮などの新たな課題を前に、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりや、制度・サービスの狭間にある人への対応に向けた取り組みの必要性を求める声が高まってきています。その一方で、個人主義やプライバシー意識の偏重により、「互いに干渉しあわない生活」を望む傾向はむしろ強まってきていると言えます。

秦野市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、本年4月、地域の皆さんに支えられ、創立60周年を迎えることができました。市社協は、この60年の歩みの中で、地区社協活動の支援やボランティア育成、在宅福祉サービスなど、様々な事業に取り組んできましたが、数々の難局に直面している今だからこそ、これまでの実績と培ってきたネットワークを基に、地域にある生活課題から、その地域に必要な支援を住民・関係者とともに創り上げていくという、社協本来の役割機能を発揮していくことが求められています。

市社協では、「地域の皆さんから必要とされる社協」、「期待に応えられる社協」を目指し、今年度から『はだの地域福祉総合相談センター』を立ち上げ、個別の生活問題を多方面から受け止めるための総合相談体制の整備に取り組むとともに、問題が深刻化する前に早期発見・早期解決していくための一つの方策として、身近な地域でのニーズキャッチの仕組みづくりや住民相互の助け合い活動などを支援・推進していくための地域福祉活動計画づくりの取り組みを進めます。

2 重点事業

（1）地域福祉活動計画の策定と推進

秦野に暮らす誰もが、地域で、いきいきと自立した生活を送ることのできる福祉コミュニティの構築を目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせ、共に支え合い・助け合う地域社会づくりを具体化・推進するために、「秦野市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と地域福祉の基盤整備計画でもある行政の「秦野市地域福祉計画」との一体的な策定に取り組めます。

- 各種ヒアリング調査等の実施
- 地域福祉活動計画推進委員会の開催
- 秦野市地域福祉計画との一体的な策定

(2) 『はだの地域福祉総合相談センター』の設置

住民の暮らしの場、交流・連帯の場である地域を基盤に、地域住民と専門職との協働による支え合いによって、住み慣れた地域での自立した生活を支援するため、『はだの地域福祉総合相談センター』を設置し、福祉ニーズの把握と課題解決のための場づくり、人づくり、仕組みづくりに取り組みます。

- 『はだの地域福祉総合相談センター』の設置
 - ・権利擁護センター機能の発揮
 - ・成年後見利用支援センターの受託
 - ・生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）の受託
 - ・たすけ合い給付金事業の開始

(3) 部会活動の強化

多くの会員によって支えられている協議体である社協の特性を活かし、市社協会員の総力を結集して、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に向けた地域福祉の推進を目指します。

- 地域部会・団体部会・民生委員児童委員部会
 - ・地区ボランティアセンター設置に向けた取り組み
 - ・地域支え合い活動推進事業の開始
 - ・アウトリーチによる地域ニーズの把握
- 施設部会
 - ・『はだの地域公益事業基金』の新設
 - ・複数法人による地域公益事業の開始